

選定当事者制度について

○ 司法研究報告書『集団訴訟における訴訟手続上の諸問題』(昭和50年度司法研究)p49

「多数当事者による訴訟形態としては現行法上共同訴訟と選定当事者の制度があるが、集団訴訟ではすべて共同訴訟の形態をとり、選定当事者制度は利用されていない。」

<理由>

- ① 被害者と主張する人たちの多くが自ら当事者として訴訟を進行しようとする熱意に燃えている。そもそも選定当事者制度を利用する意識の全くない集団が当初から存在しているといつてよい。
- ② 当事者間に総論的争点について共通性が認められるが、各論的争点となるとその共通性は希薄となり、因果関係の存否、損害の態様・程度、損害額というように争点が個別化されることにある。そうなると、仮にこの制度を利用したとしても、各論段階では選定者別に証拠調べを実施しなくてはならないことになり、共同訴訟の場合と手間は全く変わらないのである。

○ 司法研究報告書『大規模訴訟の審理に関する研究』(平成8年度司法研究)p87

「この制度はほとんど利用されていないのが実情である。」

<理由>

- ① 多数の当事者が実際に原告となって訴訟提起するということで、団体活動に対する参加意識を高めることができる上に、原告が多数であるということ自体が当該紛争を社会問題化させる契機を有しているため、集団の共同訴訟という形態をとるものと思われる。
- ② 総論型事件を除く事件類型では各論の審理が必要となるから、結局のところ選定者ごとに証拠調べを実施しなければならないこととなって審理の促進に大きく貢献するものではないこと

○ 藪口康夫「現代型訴訟における当事者の拡大(4)」上智法学論集41巻2号所収(平成9年)p145

「総有関係訴訟を除いてはほとんど利用されていなかった」

<理由>

- ① 選定当事者を選定すると、選定者はその訴訟から「脱退」することになり、共同訴訟人間の連帯感を損なう。
- ② 訴訟手続の単純化と迅速化は、共同訴訟人となるべき者が共通の訴訟代理人を選任することによっても事実上達成できる。

- ③ 選定の要件である「書面による授権」が厳格に解されていたため実際上は機能しにくかった。

○ 安達栄司「選定当事者」 西口元編集『現代裁判法体系13巻民事訴訟』所収(平成10年)p3

「旧法下においては実務上ほとんど利用されなかったと言われている」とする。

旧法下で行われていた選定当事者の利用例について以下の2類型がほとんどであるとする。

本人訴訟代行型(多数者と密接な関係にあり、かつ実体法的にも代理人的立場にある者に訴訟遂行を代行させるために選定が行われているとみることができるもの)

- ・ 同種の債権を有する者17名の代理人が各債権につき一括して締結した連帯保証契約の履行を請求する場合(最高裁昭和33年4月17日判決)
- ・ 家屋所有者と家屋の賃借人が土地所有者から明渡を請求される場合(大審院昭和15年4月9日判決) * 家屋所有者が選定当事者
- ・ 最高裁昭和43年8月27日判決
- ・ 解雇予告手当等を請求する解雇された労働者(大阪地裁昭和34年7月22日判決)

団体結成型(すでに、多数者が特定の経済的又は社会的な目的を持って団体的に結合している場合)

- ・ 入会権者・総有・共有者による選定(長崎地裁昭和30年11月28日判決)
* 共有物の所有者が選定当事者
- ・ 民法上の組合の組合員による選定(最高裁昭和37年7月13日判決)
* ただし同判決は選定の事実が認められない事例
- ・ 講の落札者に対し掛戻債務を請求する未落札者全員による選定(大審院昭和10年9月20日判決)

○ 川島四郎『民事訴訟過程の創造的展開』(平成17年)p71

「旧法下において必ずしも市民に広く利用されてきたわけではなかった。」

<理由>

- ① 多数当事者訴訟の単純化は当事者が共通の訴訟代理人を選任することである程度は可能となる
- ② 選定の要件が厳格であることだけではなく、より本質的に、訴額等とも関係するが、紛争当事者の多くが自ら当事者として訴訟追行を行う情熱を有している場合が少なくないと通常考えられること。
- ③ 共同訴訟人間で手続、争点及び救済内容等の諸点で意見の一致を見られない場合も少なくないと考えられること